

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 会則

第1章 総則

(総則)

第1条 本会則は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「愛知県スポーツ協会」という。）定款第4条の規定に基づいて設置された愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「本会」という。）に関する基本原則を定める。

2 本会は、愛知県内の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）によって構成する。

(基本理念及び目的)

第2条 本会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする「総合型クラブ」が参集し、愛知県内の総合型クラブの相互の連携、交流及び研鑽を通じて総合型クラブの継続と発展を図り、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(組織構成)

第3条 本会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本会則及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する事業
- (7) その他本会の目的の達成に必要な事業

第3章 加入

(会員)

第5条 本会への加入は、所定の様式による申請をもって行う。

2 本会へ加入する総合型クラブは次の2種とする。

- (1) 会員クラブ 全国協議会へ登録し、役員候補者となる委員を1名選出する。
- (2) 準会員クラブ 将来的に全国協議会への登録を目指す。総会の議決権は有しない。

3 全国協議会への登録については別に定める。

4 準会員クラブは、本会が主催する事業等に参加することができる。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

(委員の選出)

第6条 第5条に基づき加入した会員クラブは、その役職員の中から1名を本会の委員として選出する。

第4章 役員

(種類及び定数)

第7条 本会に、次の役員を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 副幹事長 2名以内

(3) 常任幹事 3名以上8名以内

2 役員は会員クラブから選出された委員でなければならない。

(幹事長の委嘱及び職務)

第8条 幹事長は、委員の中から、総会でこれを推挙し、愛知県スポーツ協会理事長が委嘱する。

2 幹事長は、本会を代表し、業務を統括する。また、全国協議会の委員となる。

(副幹事長の委嘱及び職務)

第9条 副幹事長は、委員の中から、幹事長が委嘱する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

(常任幹事の委嘱)

第10条 常任幹事は、委員の中から、名古屋、西尾張、東尾張、知多、西三河、東三河の各地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。

2 前項のほか、幹事長は愛知県スポーツ協会理事及び学識経験者から、2名以内の常任幹事を委嘱することができる。

(任期)

第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

(定年制)

第12条 幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第5章 総会

(構成)

第14条 総会は、第6条及び第7条に定める委員及び役員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 幹事長の推挙及び解任
- (2) 副幹事長及び常任幹事の解任
- (3) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算、その他本会の活動に関する重要な事項で幹事長の付議した事項
- (4) その他、本会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

(開催)

第16条 総会は、毎年1回以上開催する。

(招集)

第17条 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

2 前項のほか第20条に定める常任幹事会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

(出席)

第18条 総会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

2 委員が総会に出席できないときは、議決権を他の委員又は幹事長に委任することができる。この場合、当該委員は総会に出席したものとみなす。

(決議)

第19条 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除くその過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、役員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。

3 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、委員の過半数

の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 常任幹事会

(構成)

第20条 常任幹事会は、第7条に定める役員をもって構成する。

(権限)

第21条 常任幹事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 常任幹事の職務執行の監督

(開催)

第22条 必要に応じて常任幹事会を開催することができる。

2 常任幹事会は、年に2回以上開催する。

(招集)

第23条 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

(出席)

第24条 常任幹事会は、役員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2 役員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の役員に委任することができる。この場合、当該役員は常任幹事会に出席したものとみなす。

(決議)

第25条 常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

第7章 会計

(会計)

第26条 本会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金等をもって支弁し、愛知県スポーツ協会の定款の定めるところにより処理する。

第8章 事務局

(事務局)

第27条 本会の事務は、愛知県スポーツ協会事務局において処理する。

(事務局に関する規程)

第28条 本会則に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、愛知県スポーツ協会の定めるところによる。

第9章 改定

(改定)

第29条 本会則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得た場合、変更することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月24日から施行する。